

3-1 精神障害者を対象に含めた障害者相談支援事業の実施状況

区・町村名	精神障害者を対象に含めた障害者相談支援事業の実施方法			相談対応時間
	区町村で直営	指定相談支援事業者に委託	区町村直営と指定相談支援事業者に委託 その他	
千代田			○	平日の日中のみ対応
中央			○	平日の日中のみ対応 その他：委託事業者は火・金曜日、年末年始を除き開業
港	○			月～金 9時～20時 土・日 9時～17時
新宿			○	指定相談支援事業者へ補助して実施 直営は平日8時30分～17時（年末年始・祝日を除く） 補助事業所4か所中2か所は平日9時～17時 1か所は平日9時30分～17時（年末年始・祝日を除く） 1か所は平日10時～20時、土・祝日12時～19時（年末年始を除く） 委託事業所1か所は9時～17時（年末年始を除く）
文京				・一般相談支援事業は地域活動支援センターの補助金に相談事業部分も含めて補助 ・24時間緊急時相談支援事業は法人に委託 地域活動支援センター開所時間のみ対応（一般相談支援事業） 365日24時間対応（夜間は携帯電話で対応）（24時間緊急時相談支援事業）
台東		○		月～木 13:00～18:00 土・日 10:30～17:30 24時間対応可能（携帯電話転送による対応）
墨田		○		月・火・木～土の日中のみ対応
江東			○	区は平日の日中のみ、指定相談支援事業者は月・火・木・土は日中、金・日は午後のみ対応
品川		○		平日の日中、年末年始を除く祝日の日中
目黒		○		地域活動支援センターⅠ型への補助として実施 平日の日中のみ対応 その他：火曜～土曜の日中の対応の事業所あり
大田	○			指定相談支援事業者に補助 直営は平日の日中のみ対応。ただし障がい者総合サポートセンターのみ夜間（19時まで）・土日祝日（年末年始を除き8時30分から17時まで）の対応あり。 指定相談支援事業者は曜日により異なるが平日日中及び一部夜間（19時30分まで）対応あり。
世田谷		○		月～金曜日 10時～18時
渋谷		○		土日に実施している事業所あり
中野			○	平日の日中のみ対応、すこやか障害者相談支援事業所は、夜間休日は緊急時携帯電話で対応（携帯電話転送による対応）
杉並				区独自で障害者地域相談支援センターを3か所設置。3か所とも別な法人に委託している。 障害者地域相談支援センター高円寺：祝日、年末年始を除いた火～金の9時～19時・土日は9時～17時 障害者地域相談支援センター荻窪：祝日、年末年始を除いた月・水～金の9時～19時・土日は9時～17時 障害者地域相談支援センター高井戸：祝日、年末年始を除いた月・水～金の9時～19時・土日は9時～17時（第3のみ月曜定休・火曜開所）
豊島				指定相談支援事業者に補助で実施 月・火・水・金：13時～19時 土：11時～18時 第1日曜日：11時～18時
北			○	平日の日中のみ対応(区直営) 月～金：10時～19時、土：10時～17時(NPO法人)
荒川			○	業者委託については、土日、休日も対応
板橋			○	平日の日中のみ対応

空欄：記入なし

3-1 精神障害者を対象に含めた障害者相談支援事業の実施状況

区・町村名	精神障害者を対象に含めた障害者相談支援事業の実施方法				相談対応時間
	区町村で直営	指定相談支援事業者に委託	区町村直営と指定相談支援事業者に委託	その他	
練馬		○			平日9時～20時、土・日12時～20時
足立			○		指定管理事業者は平日9時～20時 土日祝12時半～20時（電話相談は21時まで） 区は平日の日中のみ対応
葛飾		○			事業所により異なる
江戸川	○			地域活動支援センターで実施（補助）	直営 平日の日中のみ対応 その他（事業所により対応時間が異なる）
大島	○				平日の日中のみ対応
利島	○				平日の日中のみ対応
新島	○				平日の日中のみ対応
神津島	○				平日の8:30～17:15の間対応
三宅	○				平日の日中のみ対応
御蔵島	○				平日の日中のみ対応
八丈			○		
青ヶ島	○				平日の日中のみ対応
小笠原	○				平日の日中のみ対応

空欄：記入なし

資料：中部総合精神保健福祉センター調べ 平成30年12月1日現在